

(別表 2)

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

(令和 2 年 1 月 3 1 日作成)

法 令 名	種苗法
根 拠 条 項	第 6 1 条第 2 項
処 分 の 概 要	指定種苗のうち稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆についての生産等基準の遵守に関する勧告
法 令 の 定 め	農林水産大臣は、前項の規定により定められた基準を遵守しない指定種苗の生産を業とする者又は種苗業者があるときは、これらの者に対し、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。
処 分 基 準	(種苗法第 6 1 条第 2 項の規定による。) 法令の定めに尽くされている。
処 分 担 当 課	農政部生産振興局農産振興課 (調整係) (電話番号 : 011-204-5982)
問 い 合 わ せ 先	農政部生産振興局農産振興課 (調整係) (電話番号 : 011-204-5982)
備 考	(公表アドレス : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsk/shinsakijun.html)